

写

受理番号	陳情第10号
受理年月日	平成28年 5月18日

陳 情 書

平成 28 年 5 月 18 日

二宮町議会議長 添田 孝司 殿

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会神奈川県支部

住所 横浜泉区下和泉 2 丁目 27-19

氏名 山田 真美子

HPV ワクチン接種後症状に関する問題解決のための陳情

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会には、被害を訴える患者が北海道から沖縄までおり、平成 28 年 5 月の時点で問い合わせは 3,000 件を超え、登録者は 519 名となっています。神奈川県支部では、県内の被害者本人や家族が情報収集と共有、広報を通じて子宮頸がんワクチン（以下、HPV ワクチン）の問題性を提議し、接種被害者の支援救済を求め活動をしています。

症状を発症している多くは 10 代の子どもと成人女性であり、HPV ワクチン接種前は皆元気に学校や職場に通っていましたが、接種後に歩行機能や認知機能の低下、不随意運動、末梢神経や免疫機能の異常など多岐にわたる症状が現れています。

発症までの期間はさまざままで、症状は日内変動も大きく、時系列的にも変化するため、多くの医療現場において病態の診断や治療が困難な状況にあります。また県内には HPV ワクチンの症状として診療する医師がほとんどいないため、診療を受けても症状の改善は難しく、遠方受診を強いられ、精神的、金銭的にも困窮しています。

緊急促進事業（平成 23 年から平成 25 年）における任意接種の場合は国の機構法で適用、定期接種の場合は予防接種法により救済するとされています。しかし症状が多岐でさまざまな医療機関で受診しているため特に任意接種の申請の手続きが煩雑で、診断書等を医師の理解不足により書いてもらえないことや、審査機関による確認等も長期化し、支給決定までに大変な時間を要します。また多大な労力と長い時間と費用をかけても必ずしも認定されるわけではありません。

子どもたちは学校に行きたくても行くことができず、それぞれがおかれた環境の中において理解が広まらないこともあります。学習、進学、就職が難しく、辛く苦しい日々を 4 年、5 年と送っています。

以上をふまえ、私たち全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会神奈川県支部は、下記の事項を要望いたします。

記

1. 国に対して、HPV ワクチン接種後に生じた症状に対する健康被害救済支給決定の迅速化の要望
2. 学校において個々へのきめ細やかな対応や、進学・就労支援のための継続的な議論
3. 町内におけるアンケート等による調査の実施